

## 琉球大学成績評価不服申立に関する申合せ

〔平成28年9月27日〕  
グローバル教育支援機構会議

**第1条** この申合せは、琉球大学各学部共通細則第15条の2第2項の規定に基づき、成績評価不服申立に関し、必要な事項を定める。

**第2条** 学生は、当該学期（学期の前半及び後半を含む。）の成績評価に疑問がある場合、原則として成績開示日から当該学期終了後5日を経過する日まで（ただし、土日祝日を除く。）に科目担当教員に直接申し出ることができる。なお、科目担当教員に直接申し出ることができない場合は、成績評価確認願を事務部（共通教育等科目は学生部教務課、専門教育科目は各学部事務部。以下同じ。）に提出する。

2 事務部は、成績評価確認願を受理した場合、速やかに科目担当教員に送付する。

**第3条** 科目担当教員は、学生からの成績評価に関する申し出又は事務部からの成績評価確認願受理後5日以内（ただし、土日祝日を除く。）に当該学生に回答を行うとともに、成績を訂正する場合は事務部に申し出る。

**第4条** 学生は、科目担当教員の回答に不服がある場合、回答を得た日から5日以内（ただし、土日祝日を除く。）に、共通教育等科目についてはグローバル教育支援機構長に、専門教育科目については当該学部長に成績評価不服申立書を提出する。

**第5条** グローバル教育支援機構長及び学部長（以下「学部長等」という。）は、学生からの成績評価不服申立に対し速やかにグローバル教育支援機構共通教育運営部門会議及び学部教育委員会等で審査し、その結果を当該学生及び科目担当教員に通知する。

**第6条** 成績開示日は学年暦に記載する。ただし、9月及び3月卒業対象者並びに16単位未満除籍対象者に係る成績開示日については、各学部で別に定めることができる。

**第7条** この申合せに定めるもののほか、成績評価不服申立の実施に関し必要な事項について、学部長等が特に必要と認めた場合は、各学部等で別に定めることができる。

### 附 則

1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

2 成績不服申立に関するガイドライン（平成21年7月21日制定）は廃止する。

附 則（平成29年1月5日）

1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規程に関わらず、学生は、平成28年度後学期の成績評価に疑問がある場合、平成29年4月10日まで科目担当教員へ申し出ることができるものとする。